

書面揭示事項（2026年5月11日）

【明細書について】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

【一般名処方について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした名称により処方箋を発行する場合があります。これにより特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。ご不明な点などがありましたらご相談ください。

【医療 DX 推進について】

当院では、以下の通り医療 DX 推進の体制を整備し活用しております。

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認等を行う体制を有しています。
- (3) 医師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用について、利用しやすい環境を整備しています。
- (5) マイナ保険証について、院内の見やすい場所に掲示しています。
- (6) 電子処方箋を発行しています。

当院では、受診歴、薬剤情報、特定健診情報などの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【コンタクトレンズ診療費について】

1 初診料および再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料75点を算定いたします。

2 コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

※ 厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※ 上記についてご不明な点をご相談ください。

診療医師名 鈴木正和 眼科診療経験 平成9年から眼科診療

【文書料について】

一般診断書 1,100 円

警察提出用診断書 3,300 円

保険会社提出用診断書 4,400 円

障害年金等証明書代 4,400 円

自賠責診断書及び明細書 3,300 円

身体障害者診断書 3,300 円

恩給、年給に関する診断書及び証明書 3,300 円

診療費納付証明書 650 円

※ 全て1枚あたりの金額です。

※ 上記金額には消費税が含まれます。